

東海第二発電所及び敦賀発電所1号機における燃料集合体ウォータ・ロッドの調査状況及び今後の点検計画の報告について

当社は、平成24年11月28日に原子力規制委員会から指示があった「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機の燃料集合体ウォータ・ロッド^{※1}の曲がりについて（指示）^{※2}」に基づき、燃料集合体の点検計画等について取りまとめ、本日、原子力規制委員会に報告しました。

今後は点検計画に基づく対応を行い、結果がまとまり次第速やかに報告します。

※1 燃料集合体の中央部に燃料棒と並行して設けられている中空の管で、内部に水を通すことにより燃料集合体内部の出力の最適化を図るもの。

※2 原子力規制委員会からの指示

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについて、沸騰水型原子炉を設置する事業者に対し、本事象の原因として燃料集合体のチャンネルボックスの装着に起因する可能性が高いため、以下のとおり対応することを求めることとする。

記

1. 原子力発電所の燃料集合体について以下の事項を確認の上、平成25年1月7日までに当委員会に報告すること。
 - ① 燃料集合体の取り替え回及び製造メーカー
 - ② チャンネルボックスの新品・再用品等の区分とその数
 - ③ 燃料集合体へのチャンネルボックスの取り付け方法
 - ④ 再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体及び点検等によりチャンネルボックスを脱着した履歴のある燃料集合体の数及び所在場所
2. 再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体及びチャンネルボックスの脱着履歴のある燃料集合体の異常の有無等について、統計上十分なサンプル点検を実施し、その結果についても平成25年1月7日までに当委員会に報告すること。
3. 原子炉内に装荷している燃料集合体又は今後原子炉に装荷を予定している燃料集合体のうち、再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体又はチャンネルボックスの脱着履歴のある燃料集合体について、当該燃料集合体を装荷した原子炉を起動する前に点検を実施し、その結果について速やかに当委員会に報告すること。
4. 2.3.のそれぞれの点検において、燃料集合体の異常が確認された場合、その状況把握及び原因究明を行い、その結果について速やかに当委員会に報告すること。

添付資料：「東海第二発電所及び敦賀発電所1号機における燃料集合体ウォータ・ロッドに関する調査について（中間報告）」の概要

以上

「東海第二発電所及び敦賀発電所 1号機における燃料集合体ウォータ・ロッドに関する調査について（中間報告）」の概要

1. 調査に至る経緯

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機の使用済燃料プール内に保管されていた高燃焼度8×8燃料のウォータ・ロッドに曲がりが確認されたことを受け、原子力規制委員会より平成24年11月28日に発出された指示文書「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについて（指示）」（以下「指示文書」という。）に基づき、当社東海第二発電所及び敦賀発電所1号機における燃料集合体の調査等を実施した。

2. 燃料集合体に係る状況調査と点検計画の策定

（1）東海第二発電所

使用済燃料プール内に貯蔵されている全燃料集合体2,202体について、燃料タイプ、製造メーカー、チャンネルボックスの取付方法・脱着時期等の事項にて分類し、指示文書による点検対象を抽出した。また、抽出した点検対象から、統計上十分な点検サンプルの抜取体数を定め、7つのカテゴリに分類した上で、それぞれのカテゴリから燃料集合体を選定し、合計17体点検する計画を策定した。

（2）敦賀発電所1号機

使用済燃料貯蔵池内に貯蔵されている全燃料集合体434体及び敦賀発電所2号機使用済燃料ピット内に貯蔵されている敦賀発電所1号機用全燃料集合体358体について、燃料タイプ、製造メーカー、チャンネルボックスの取付方法・脱着時期等の事項にて分類し、指示文書による点検対象を抽出した。また、抽出した点検対象から、統計上十分な点検サンプルの抜取体数を定め、5つのカテゴリに分類した上で、それぞれのカテゴリから燃料集合体を選定し、合計15体点検する計画を策定した。

3. 今後の対応

点検計画に基づき、東海第二発電所、敦賀発電所1号機ともに、燃料集合体の取り扱いに必要な設備等の準備が整い次第、それぞれ点検サンプルとして選定した燃料集合体の異常の有無について点検していく。また、取替炉心配置が確定した段階で、今後原子炉に装荷を予定している燃料集合体のうち、指示文書に基づいて点検すべき燃料集合体を抽出して点検し、異常の有無を報告する。

以上